

## 柏原市ボランティア・市民活動センター利用規約

柏原市ボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）は、ボランティア・市民活動に関するさまざまな情報の提供及び相談、コーディネート、施設、資機材の提供などを行い、ボランティア・市民活動を行う者への支援と、「みんなで支えあう 心ふれあう やすらぎのまち」を推進するために設置するものです。

### 1. センター設置場所

柏原市立健康福祉センター「オアシス」内 3階

### 2. 開館時間

午前9時00分から午後5時00分まで

### 3. 休館日

日曜日及び土曜日

国民の祝日

12月29日から1月3日

### 4. センターの利用

センターは、ボランティア・市民活動に関心のある方、ボランティア・市民活動を行う団体・個人として市に登録のある方がご利用になれます。センターの会議室、ボランティアビューロー、コピー機、印刷機、ロッカー等の資機材については、登録している団体・個人に限ります。ただし、次の場合の利用はできません。

(1) 営利を目的としていると考えられるとき

(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することが目的と考えられるとき

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することが目的と考えられるとき

(4) 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することが目的と考えられるとき

(5) その他、他人に迷惑を及ぼし、またはセンターの設置目的に反する行為があったとき

ご利用にあたっては、柏原市ボランティア・市民活動センター設置運営要綱及び本利用規約を遵守してください。

## 5. 登録団体・個人が使える施設・設備

### (1) 柏原市立健康福祉センター 3階

- ①ボランティアビューロー（コピー機、印刷機、ラミネート機材、掲示板、テーブル、椅子等）
- ②ボランティア作業室（印刷機、折り機、掲示板、テーブル、椅子、ロッカー等）

### (2) 柏原市立健康福祉センター管理の3階貸館利用について

センターに登録している団体・個人は、下記の会議室を利用することができます。ただし、センターの定める条件による手続きをおこない、柏原市に承認を得た場合に限りです。

#### ●対象となる会議室

地域交流ホール 講座室1 講座室2

#### ●貸館利用の条件

- ①申込者は柏原市ボランティアルーム使用許可申請書（別紙1）を記入し、センターに提出してください。
- ②センターは、柏原市へ空室状況を確認し受付可能と判断を受けた場合は、「柏原市地域福祉センター使用許可書」を提出し、本申請を行います。

#### ③貸館の利用料

「柏原市地域福祉センター使用料減免申請書」を提出し受理されると、無料で利用することができます。ただし、受理されなかった場合は、柏原市の定める料金を自己負担しご利用ください。

#### ③貸館利用の制限

貸館の利用については、何らかの事情で同日に柏原市の行事が行われる場合は、柏原市の行事が優先されることをあらかじめご理解のうえ予約、ご利用ください。

#### ④予約の期間

貸館利用の予約は、予約を行おうとする日から3ヶ月以内の期間とします。

## 6. センター使用上のルール

### (1) 飲食

館内及びセンター内は飲食禁止です。ただし、お茶・水分補給はこの限りではありません。

### (2) 喫煙

館内及びセンター内は禁煙です。

### (3) 片付け

各施設、各備品の使用後は、使用者で責任をもって片付けし、ゴミ等もお持ち帰りください。机、椅子等を使用した場合は、現状復帰を行いお帰りください。

## 7. 団体・個人の登録

センターを利用する団体・個人の方は、登録手続きをお願いします。なお、登録内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨をセンターへ届けてください。

(1) 登録できる方

柏原市内でボランティア・市民活動を行うまたは行おうとする団体及び個人です。

(2) 登録の申請に必要な書類

- ・ 柏原市ボランティア・市民活動センター ボランティア登録申込書（団体）[別紙2]
- ・ 柏原市ボランティア・市民活動センター ボランティア登録申込書（個人）[別紙3]

## 8. ボランティア保険の加入

センターに登録してボランティア活動を行おうとする団体及び個人は、大阪府社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」に加入をお願いします。加入については、補償（保険）期間は、4月1日から3月31日までの1年間とし、年度末に再加入の手続きをさせていただきます。また、実際に何らかの行事としてボランティア活動を行う際には、「ボランティア・市民活動行事保険」の加入をお勧めします。詳細については、加入の際に説明を受けてください。

●保険加入受付

柏原市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター

〒582-0018 柏原市大県 4-15-35 柏原市立健康福祉センター内 tel:072-972-6760

●制度運営

大阪府社会福祉協議会 大阪府ボランティア・市民活動センター

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 tel:06-6762-9631

●取扱代理店

(株) 島本保険事務所

〒541-0056 大阪氏中央区久太郎町 4-1-3 tel:06-6252-4519

●引受保険会社

三井住友海上火災保険（株）関西企業営業第三部公務開発室

〒540-8677 大阪市中央区北浜 4-31 tel:06-6233-1536

## 9. 登録ボランティアの活動支援

センターは、ボランティアの需要について、希望内容を集約し調整します。依頼者より、ボランティアニーズ受付表[別紙4]を記入してもらい、希望に応じたボランティア団体または個人を紹介します。受付や調整に費用はかかりませんが、ボランティア活動中に発生する、または発生した場合の費用負担については依頼者または受任した団体または個人の話合いにより決定をお願いします。

附則

この規約は、平成30年7月1日から施行する。